

被扶養者認定に必要な書類一覧

被扶養者の種類	こんなとき	申請に必要な添付書類
配偶者 ・ 18歳以上の子供 ・ 父母 ・ 兄弟姉妹 ・ 祖父母	・収入が無い	・市区町村発行の所得証明書 ＊前年度に退職した場合は、退職日の確認ができるもの (所得証明書は不要)
	・退職した ＊雇用保険を受給する場合は下記の《雇用保険を受給する場合》を参照	・退職日の確認ができるもの (退職証明書の写し・源泉徴収票・雇用保険受給資格証等)
	・収入がある (パート、アルバイト、内職、自営業等)	・月収の確認が出来るもの (会社の雇用契約書、給与明細書(直近3ヶ月)の写し等) 【自営業の場合】 確定申告書の写し (所得ではなく収入総額で判断します) ＊自営業を廃業した時は廃業等届出書の写し(税務署受付印のあるもの)
	・年金受給者	・直近の年金振込通知書または年金決定通知書の写し (国民、厚生、共済、企業、遺族、障害年金等あらゆる年金制度が対象)
	・学生	・学生証又は在学証明書 (収入がある場合は収入証明も必要)
外国人	・日本国内に居住する	・在留カード又は住民票
	・既に国内に居住している	・通常の扶養認定と同じ証明書類
※ 全ての被扶養認定に共通	・別居のため仕送りをして いる (転勤と学生は省く) ～ 仕送り証明は免除されるが、申請するときに必要な証明書類 ～ 1) 子供の進学 2) 介護(認定を受けた人) 3) 介護福祉関連施設への 入所	・直近3ヶ月の振込みの記載された通帳の表紙と 記載箇所の写し、又は振込み依頼書の写し ・学生証 又は 在学証明書 ・要介護認定証の写し ・入居契約書の写し (契約者、身元引受人、事業者の住所、氏名、押印等の記載箇所)
	《雇用保険を受給する場合》 ・退職後、受給までの間 扶養に入る ・受給するため、扶養を 外れる ・受給が終了したため、 扶養に入る (収入がある場合)	・退職日の確認ができるもの (退職証明書の写し・源泉徴収票・雇用保険受給資格証等) ・雇用保険受給資格者証の写し(基本手当日額が記載された面) ・雇用保険受給資格者証の写し(受給年月日が記載された面) ・雇用保険受給資格者証の写し (受給年月日・受給終了年月日が印字された面) ・雇用契約書、給与明細書、年金決定通知書等の写し